

## 郵便局の指定について

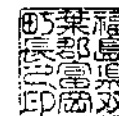
特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名及び貴事業所名を記載のうえ、当初納入される際、その郵便局に提出してください。

なお、提出後は、毎月その郵便局に納入してください。

令和3年5月14日

郵便局長様

富岡町長 宮本 皓一



### 令和3年度町県民税払込の指定について（通知）

標記のことについて、貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、富岡町の町県民税（特別徴収税額）取扱い局に指定いたしましたので通知いたします。

記

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 1. 口座番号     | 02130-6-960039               |
| 2. 加入者の名称   | 福島県双葉郡富岡町会計管理者               |
| 3. 取りまとめ店   | 仙台貯金事務センター<br>(郵便番号980-8794) |
| 4. 特別徴収義務者名 |                              |